⑶　帯域外漏えい電力の設備規則に規定する許容値が周波数に応じて変化する帯域では、各周波数ごとの測定値（等価等方輻射電力に換算した値をいう。）が設備規則に規定する許容値を満たさなければならない。

⑷　七の項２⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

⑹　⑸において、帯域外漏えい電力のバースト時間率㊟を許容値を超えた周波数において求めた場合は、七の項２⑶において、掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期

⑺　５⑸において、各周波数ごとにおける総和を記載する場合は、それぞれの空中線の測定値が、許容値を空中線の数㊟で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線において許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線の測定値に空中線の数を乗じた値を記載することができる。

注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものを含まない。

⑻　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

⑼　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。この場合において、置換用空中線の設置位置は、試験機器空中線の中心位置とする。

二十一　副次的に発する電波等の限度（アンテナ一体型）

［１　同左］

２　測定器の条件

［⑴　同左］

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル

［３～５　同左］

二十一　副次的に発する電波等の限度（アンテナ一体型）

［１　略］

２　測定器の条件

［⑴　略］

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル又はＲＭＳ

［３～５　略］